



特甲地

居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 訪問介護 訪問入浴介護 特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活 介護予防支援 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援	千分の千四十
----------------------------------	--	--------

甲地

居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護 訪問介護 訪問入浴介護 特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活 介護予防支援 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援	千分の千二十四
居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	千分の千三十六	

乙地	介護予防認知症対応型共同生活 介護 介護予防支援	千分の千
居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	千分の千十二
訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	千分の千十八	
訪問介護 訪問入浴介護 特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	その他 すべてのサービス 千分の千	

第二号の表甲地の歎大阪府の項中「南河内郡美原町」を削り、同表乙地の歎埼玉県の項中「岩槻市」を削り、「上福岡市、入間郡大井町、同郡三芳町」を「ふじみ野市、入間郡三芳町」に改め、同表の備考中「平成十五年四月一日」を「平成十八年四月一日」に改める。

○厚生労働省告示第百九十五号  
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十五条第一項の規定に基づき、平成十八年度の血液製剤の安定供給に関する計画を次のように策定したので、同条第六項の規定により告示し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

平成十八年度の血液製剤の安定供給に関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第二十五条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 アルブミン 加熱人血漿たん白及び人血清アルブミン  
二 組織接着剤 フィブリノゲン加第VII因子及びフィブリノゲン配合剤

三 血液凝固第VII因子 乾燥濃縮人血液凝固第VII因子及び遺伝子組換え型血液凝固第VII因子

四 乾燥濃縮人血液凝固第IX因子 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（国内で製造されるものに限る。）及び乾燥濃縮人血液凝固第IX因子

五 インヒビター製剤 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（輸入されるものに限る。）、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固第IX因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子

六 トロンビン トロンビン（人由来のものに限る。）

七 人免疫グロブリン 人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH4処理酸性人免疫グロブリン、乾燥pH4処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ボリエチレングリコール処理人免疫グロブリン

八 抗HBs人免疫グロブリン 抗HBs人免疫グロブリン、乾燥抗HBs人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン及び乾燥ボリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン

九 抗破傷風人免疫グロブリン 抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ボリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ボリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

第一 平成十八年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量  
平成十八年度において必要と見込まれる血液製剤の種類及び量は、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を基に別表第一のとおりとする。

介護予防認知症対応型共同生活 介護 介護予防支援	千分の千
すべてのサービス	千分の千